

港湾の基本方針の変更について(主な内容)

平成16年10月告示

新規施策の追加
記載内容の拡充

背景

基本方針での対応

○我が国港湾の国際競争力向上への要請の高まり

スーパー中枢港湾プロジェクトの推進等

- ①スーパー中枢港湾プロジェクトの推進
- ②内航フィーダーによる中枢国際港湾と地域の港湾との連携強化

○水平分業の進展に伴うアジア貿易拡大
○地域経済、産業の低迷

地域の経済・産業の活性化等

- ①産業、生活基盤を支える安定的かつ低廉な輸送のための拠点形成
- ②既存の老朽化した施設の機能更新と集約化
- ③対アジアとの水平分業、コンテナ化の進展によって増加する地域を発着地とするコンテナ貨物への適切な対応

○循環型社会の形成に向けた取組み
○循環資源の輸出増加傾向

港湾を核とした静脈物流システムの構築

- ①港湾を核とした静脈物流システムの構築
- ②国際静脈物流への対応

○「みなとのパブリックアクセスの向上」
政策レビューの実施
○景観法整備等景観への関心の高まり
○個性あるみなとまちづくりへの要請

港湾におけるパブリックアクセスの向上及び良好な景観形成

- ①港のパブリックアクセス向上への取組み
- ②港湾における景観形成の計画的な取組み
- ③みなとまちづくりの推進

○東南海・南海地震等大規模地震の切迫性

港湾の大規模地震対策の拡充

- ①防波堤の計画にあたっての津波に対する被害軽減効果を考慮
- ②被害軽減等に資する情報伝達手段の確保等のソフト対策
- ③非常事態等に適切に対応するための体制構築
- ④首都圏等における基幹的広域防災拠点の整備

○国際海上輸送システムの信頼性、
安全性、向上への要請の高まり
○SOLAS条約改正内容を担保する法整備

港湾保安対策等の推進

- ①港湾における海上人命安全条約（SOLAS条約）に基づく保安対策の推進
- ②関係機関との連携強化による水際線対策の徹底

○財政制約への対応
○ライフサイクルを考慮した施設整備
○既設港湾施設の更新需要の増大

港湾施設の適正な維持管理と計画的な更新

- ①港湾施設の定期的な点検等適切な維持管理
- ②更新投資への適切な対応と既存施設の有効活用

○海上輸送の効率性、信頼性、安全性
の確保への要請の高まり

海上輸送の効率性、信頼性、安全性の確保への対応

- ①長周期波などを起因とする荷役障害への対応強化
- ②港湾における情報化の推進
- ③小型船舶等の避難機能の確保

○社会資本整備を進めるにあたっての透
明性・公正性の確保への要請の高まり

透明性・公正性の確保等への対応

- ①事業の構想段階等からの住民参加

「基本方針」とは

港湾法第3条の2第1項の規定により国土交通大臣が、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関して定める方針

基本方針の役割

国の港湾行政指針
(港湾法3条の2第1項)

港湾計画の適合基準
(港湾法3条の3第6項)

基本方針に定める事項(港湾法3条の2第2項)

I . 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項

II . 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

III . 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項

IV . 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項

V . 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項

→ 平成12年港湾法改正により追加